

# 相続

Souzoku tsushin

# 通信

2025  
December

12



税理士法人 向田会計

〒376-0045 群馬県桐生市末広町6-10  
TEL 0277-45-2160 FAX 0277-45-2161

# 非上場株式の相続税評価と総則6項 ——地裁と高裁で何が違ったのか、 実務での賢い備え方

非上場株式の相続税評価は、計算方法の選択によって税額を劇的に変えます。最新の判例を素材に、評価の基本、裁判所の考え方、実務での賢い備え方を、わかりやすく説明します。

## 非上場株式の相続税評価の基本 ——どこで差がつくのか

非上場株式の相続税評価には、実は「合法的な抜け道」が存在します。しかし、その抜け道を使いすぎると、国税側の「伝家の宝刀」が抜かれることになるのです。

市場で取引されない非上場株式は、評価額を決める際に国税庁の「財産評価基本通達」というルールブックを使います。興味深いことに、このルールブックには3つの計算方法が用意されており、どれを選ぶかで税額が劇的に変わることになります。

第一の「類似業種比準方式」は、いわば「似たような上場企業と比べて決める」方法です。上場している似た会社の株価を参考に、利益や配当、純資産を比較して評価します。面白いのは、儲かっているけれど資産をため込んでいない会社ほど、この方法では評価が低くなる傾向があることです。

第二の「純資産価額方式」は、シンプルに「持っている資産から負債を引いた額」で評価する方法です。含み益たっぷりの不動産や株式を抱えている会社は、この方法だと評価額が跳ね上がり、相続税も重くなってしまいます。

第三の「併用方式」は、上記二つをミックスする方法です。ただし、純資産価額の方が低ければ、

れば、そちらを選べるという「逃げ道」があります。

しかし、ここで登場するのが総則6項という国税側の「伝家の宝刀」です。簡単に言えば、「ルール通りでも、あまりに実態とかけ離れていたら、別の方で評価し直すぞ」という強力な武器です。

実際に起きた令和7年の事例をご紹介しましょう。ある資産家が亡くなる直前、大量の上場株式を売却して得た現金で、自分の会社の株式を大量に買い増しました。同時に会社の定款を「投資業」に変更し、実質的に「現金」を「非上場株式」に変身させたのです。

相続時に家族は併用方式で申告し、評価額を低く抑えました。しかし国税側は「これは実態と違いすぎる」と総則6項を発動。純資産価額方式での再計算を強制し、結果として約2倍もの相続税を課したのです。

## 一審・二審の思考の違い——「ルール尊重」と「実質公平」の線引き

裁判所で興味深い「対決」がきました。同じ相続税の事案について、地裁と高裁が正反対の判決を下したのです。

東京地裁（1月17日判決）の立場はシンプルでした。「ルールはルールだ。国税庁が認めた評価方法が規定されているならば、納税者がそ

れに従うのは当然じゃないか」。地裁の裁判官は、評価額に差が出るのは制度設計上、織り込み済みだと考えたのです。増資も定款変更も合法的な企業活動です。それを「ズルい」と言るのは筋違いだと国税側の主張を一蹴しました。

ところが5か月後、東京高裁（6月19日判決）は全く違う景色を見ていました。高裁が注目したのは「タイミングの異常さ」です。相続直前の駆け込み増資で、被相続人の現金が一気に会社に流れ込み、会社は事実上「現金の入れ物」と化していました。しかも巧妙なことに、この操作で「株式保有特定会社」という不利な分類から逃れ、有利な評価方式を選べるようになっていたのです。

高裁はこう考えました。「確かにルール通りだ。でも、払い込んだ現金がそのまま会社にあるのに、評価額が半分以下になるなんて、誰が見てもおかしいだろう」。実際、会社資産の9割超が金融資産という流動性の高い資産で占められていたのです。

この対立の本質は、法律の永遠のテーマです。面白いのは、どちらも間違っていないことです。ルールの安定性も大切、実質的な公平も大切。この二つのバランスをどう取るかで、判決が180度変わってしまうのです。

最高裁はタワマン節税事例で「行き過ぎた節税は許さない」という姿勢を示していました。高裁はこの流れに乗り、「今回のケースも明らかに行き過ぎだ」と判断したのでしょう。

## これからの相続対策の考え方—— “テクニック”より“正当性の説明”を

判例が教えてくれた教訓は、「巧妙な節税テクニック」より「堂々と説明できる理由」の方が強いということです。それでは、国税との戦いに勝つにはどうすればいいのでしょうか。

第一に、時間を味方につけることです。相続の3か月前に慌てて会社の定款を変えたり、増資したりするのは「節税目的です」と自白するようなものでしょう。賢明な経営者なら、数年前から事業計画を練り、議事録に残し、「相続なんて関係ない、これは長年の経営戦略だ」と言える状態を作つておくべきです。

第二に、ストーリーを作ることです。事業会社が金融資産だらけであれば国税に睨まれます。大切なのは「なぜその資産構成なのか」という物語です。「5年後の事業拡大に備えた資金プール」「従業員の退職金準備」など、ビジネスとしての合理的な理由を用意し、運用方針書として文書化しておくのです。

第三に、第三者のお墨付きをもらうことです。自分で「これは正当だ」と言うより、公認会計士や税理士が「これは適切です」と言えば説得力があります。特に大きな資本政策の変更時は、専門家の意見書を必ず取っておきましょう。後で「プロも認めた正当な行為」と主張できます。

第四に、証拠は命綱だということです。税務訴訟では「言った・言わない」は通用しません。勝負を決めるのは「書類があるか・ないか」です。メール、議事録、稟議書、専門家との打ち合わせメモ——すべてが武器になります。面倒でも、意思決定の過程をすべて記録に残す習慣をつけましょう。



（著者 公認会計士/税理士 岸田康雄）

## 相続財産を見つける手がかりとは？

**相続財産の範囲は原則として  
「被相続人の財産に属した一切の権利義務」  
であると民法 896 条で定義されています。**

**■相続財産に該当する範囲**

相続財産として代表的なものは以下の通りです。

・現金	・不動産(土地・建物)
・債権(預金・小切手・有価証券・投資信託)	
・動産(車・貴金属)	・家財道具

上記のように目に見える財産もありますが、近年ではネットバンキングの口座や暗号資産のように目には見えない財産も存在している可能性があります。

また、相続税を求める上では相続財産であるとみなされるみなし相続財産もあります。

**【みなし相続財産の例】**

・生命保険金	・定期金給付契約に関する権利
・退職手当金	・保証期間付定期金に関する権利
・生命保険契約に関する権利	

被相続人が死亡したことにより得られる生命保険金は、民法上は相続財産として当たまりませんが、相続税法上は相続財産として該当します。

**■相続財産の探し方**

被相続人から相続財産の所在を聞かされていない場合、次のように探してみましょう。

預金の場合は、被相続人が持っている口座の金融機関に相続人が問い合わせをすると明細を開示してもらえます。そもそもどこの金融機関の口座を持っているのか把握する必要があるので、被相続人の自宅、自室から通帳やキャッシュカードがないか探ししましょう。

株式・金融商品を探す際は、株主総会の案内

などといった郵便物を手掛かりに株式を所有していないか確認をしましょう。株式を持っていた場合、株式を預けている証券会社に問い合わせをすると取引内容を開示してくれます。しかし、郵便物等を探しても株式・金融商品を所持しているのかどうか不明である場合、証券保管振替機関へ問い合わせをすると証券会社の照会をすることができます。

不動産を所持しているか確認するためには、まず、被相続人の自宅に不動産の権利証や固定資産税の納付書、不動産の登記簿謄本がないか確認しましょう。このような資料が見つからなかった場合、役所に名寄帳を請求することで被相続人が不動産を所持していたかどうか確認することができます。

相続財産の中には借金といった負債が含まれている可能性があります。被相続人に負債がないか調べるにあたり、借用書、督促状、通帳から借入金返済の記帳がないか確認しましょう。資料が見当たらない場合、信用情報機関に問い合わせをすると被相続人に借金があるかどうか確認することができます。

**■成年後見人の有無**

成年後見人制度とは、知的障害や精神障害、認知症などにより自身で意思決定をすることに不安である人に対して契約、手続きの際に手伝いをする制度です。被相続人に成年後見人がついていた場合、成年後見人は被相続人の財産を管理しているので、被相続人の成年後見人に尋ねると財産の所在を把握できます。